

# 1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業



## 1. 対象となる住宅

- 木造住宅又は木造集合住宅（以下「木造住宅等」という。）であること。
- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築されたものであること。
- 1つの建築物を複数の用途で使用している場合は、延べ床面積の過半が住居の用途に供していること。

## 2. 対象者

次のいずれかに該当する者

- 木造住宅等の所有者
- 共有の木造住宅等においては、共有者全員の合意を得て代表となった者
- 区分所有の場合は、区分所有者全員の合意による代表者又は管理組合の理事等

## 3. 費用

無料（利用者負担なし）

## 4. 簡易耐震診断及びアドバイスの内容

2～3度の訪問により、簡易的な耐震診断及びアドバイスを行います。

1度目の訪問では、目視による外観及び内部調査等により、簡易的な耐震診断を行います。（設計図や間取り図が充分でない場合、2度の訪問を要することがあります。）

2度目または3度目の訪問では、簡易耐震診断の結果を報告します。また、耐震改修の事例紹介や狛江市の耐震助成制度の案内等、耐震化に関する総合的なアドバイスを行います。

## 5. 診断機関

一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士

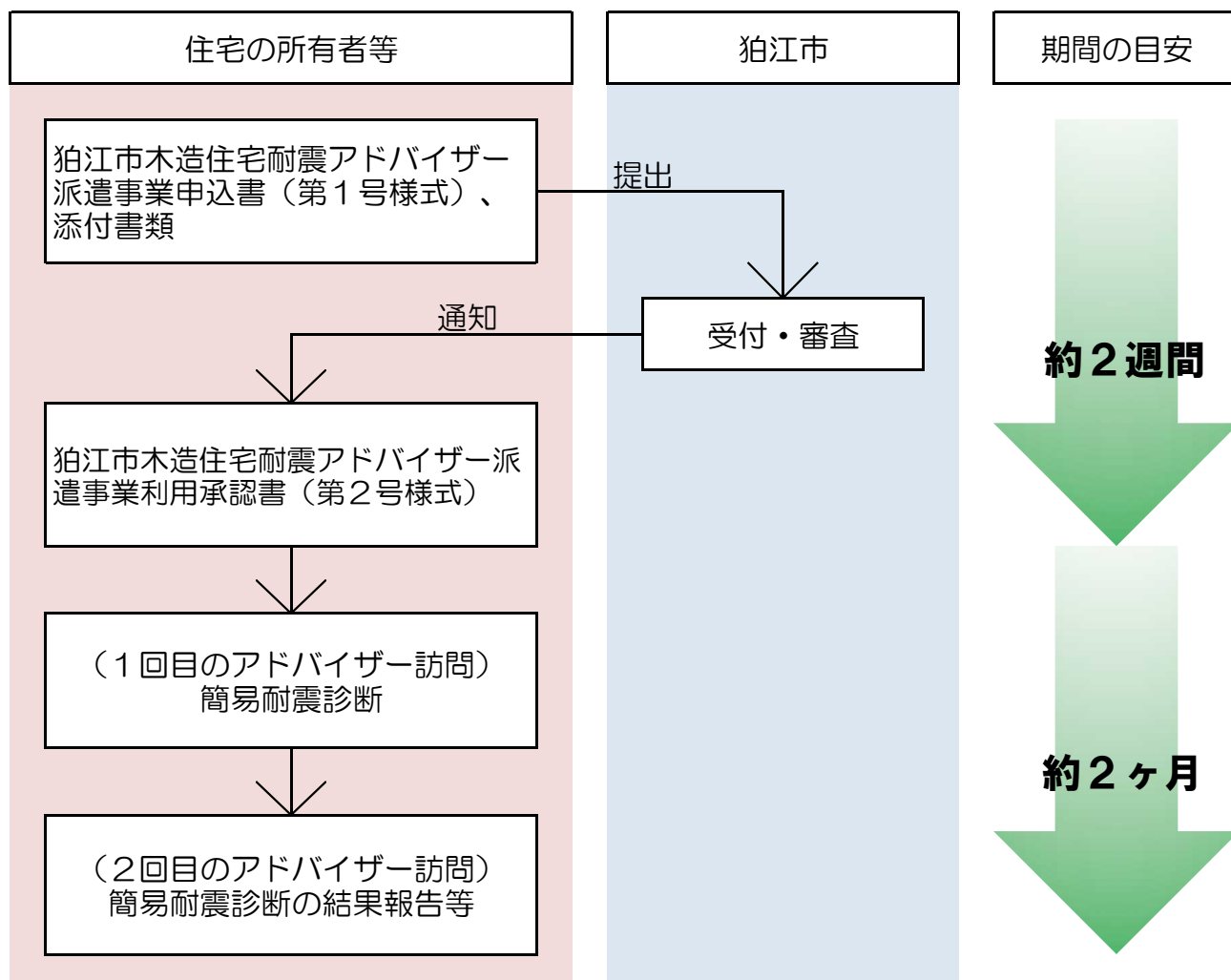
## 6. 添付書類

- 固定資産課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳の写し
- 区分所有の場合は、区分所有者全員の合意により代表者が選出されたことがわかる書面の写し又は管理組合の理事等であることを証する書面の写し
- 設計図又は間取り図  
※設計図、間取り図等の資料がない場合は、アドバイザー訪問時までに手書きのものをご用意ください。

# 1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業



## 7. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

## 2. 木造住宅耐震診断助成金



### 1. 対象となる住宅

- 木造住宅又は木造集合住宅（以下「木造住宅等」という。）であること。
- 次の①又は②に該当すること
  - ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建設されたものであること
  - ② 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに新耐震基準で建設され、在来軸組構法の平屋又は2階建てであること
- 1つの建築物を複数の用途で使用している場合は、延べ床面積の過半が住居の用途に供していること。
- 既に納期の経過した当該住宅に係る固定資産税及び都市計画税が完納されていること。

### 2. 対象者

次の（1）及び（2）に該当する者

（1）次のいずれかに該当する者

- 木造住宅等の所有者（以下「所有者」という。）、配偶者又はその一親等の親族
- 共有建築物において共有者の全員によって合意された代表者又は区分所有建築物において区分所有者の全員によって合意された代表者
- 助成対象住宅を所有していた者と売買契約を締結し、引渡前の状態にある者
- 売買契約を他の共有持分を有することとなる者と共に締結し、引渡前の状態にある者

（2）既に納期の経過した市税を完納している者。共有建築物にあっては共有者全員、区分所有建築物にあっては区分所有者全員が市税を完納していること。

### 3. 助成額

（1）昭和56年5月31日以前に建設されたものである場合

耐震診断に要する費用の3分の2の額（限度額12万円）

（2）昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建設されたものである場合

耐震診断に要する費用の3分の2の額（限度額9万円）

### 4. 診断方法

「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断又はそれと同等以上と認められる診断の方法により、診断機関が木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。

### 5. 診断機関

建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部の会員、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターへ東京都木造住宅耐震診断事務所の登録をした者又は市長が特に認める者

## 2. 木造住宅耐震診断助成金



### 6. 耐震診断料の目安

一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士が、診断する場合の費用は以下のとおり（一部抜粋）です。ただし、建物の規模や形状、図面の有無等により異なります。

床面積（㎡）	図面有（万円）	図面無（万円）
～120	20.0	25.0
～130	20.5	25.5
～140	21.0	26.0
～150	22.0	27.0

※上記金額は税抜きです。

※令和3年2月時点のものです。今後変更される場合があります。

### 7. 添付書類

(1) 狛江市木造住宅耐震診断助成金交付申請書（第1号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 助成対象住宅であることが確認できる i～iii のいずれかの書類（狛江市木造住宅耐震診断助成制度を利用した場合は不要）
  - i. 建物の登記簿謄本の写し（登記済印のある登記申請書でも可）又は登記事項証明書の写し
  - ii. 建築確認申請書の副本の写し（当時の建築主と現在の所有者が異なる場合は、i も提出してください。）
  - iii. 固定資産課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳の写し
- ② 耐震診断に関する同意書（第1号の2様式）（住宅を単独所有している者が申請する場合を除く。）
- ③ 耐震診断に係る費用の見積書
- ④ 助成対象住宅の売買契約締結書の写し（売買契約を締結し、引渡し前の者が申請する場合）
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの

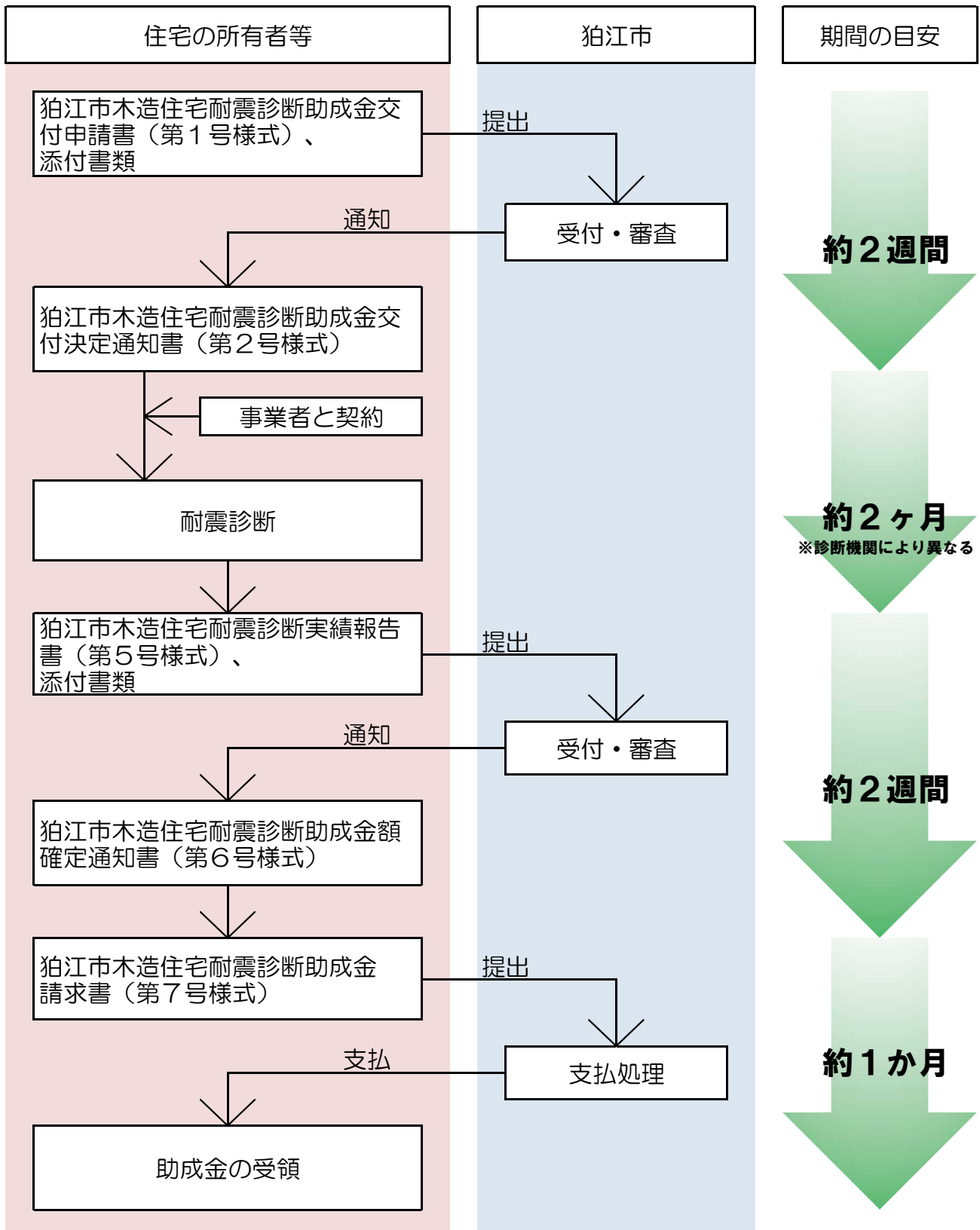
(2) 狛江市木造住宅耐震診断実績報告書（第5号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 領収書の写し
- ② 契約書の写し
- ③ 診断機関を証する書面の写し
- ④ 診断機関発行の耐震診断結果報告書

## 2. 木造住宅耐震診断助成金



### 8. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。  
 ※添付書類は、次のページをご覧ください。

### 3. 木造住宅耐震改修助成金



#### 1. 対象となる住宅及び条件

次のいずれにも該当すること

- 木造住宅又は木造集合住宅（以下「木造住宅等」という。）であること。
- 次の①又は②に該当すること
  - ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建設されたものであること
  - ② 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの新耐震基準により建設され、在来軸組構法の平屋又は2階建てであること
- 1つの建築物を複数の用途で使用している場合は、延べ床面積の過半が住居の用途に供していること。
- 耐震診断の結果、評点が1.0未満であること。
- 既に納期の経過した当該住宅に係る固定資産税及び都市計画税が完納されていること。
- 耐震改修工事（建替え工事を含まない）については、施行業者による工事を行い、工事監理者による工事監理を受けることを要し、改修後の評点が1.0以上となること。
- 建替え工事（ただし、昭和56年5月31日以前に建設された住宅に限る。）については、施行業者による工事を行い、工事監理者による工事監理を受けることを要し、かつ、次の①及び②に該当するものであること。
  - ① 建築基準法に規定する検査済証の交付を付けること。
  - ② 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する省エネ基準に適合すること。
- 本助成金を受けて、住宅の耐震改修工事を実施した場合、工事完了後10年以内に、当該住宅を譲渡、交換、貸付、担保に供する場合、又は取り壊そうとする場合は、あらかじめ粕江市長の承認を得ること。

#### 2. 対象者

次の（1）及び（2）に該当する者

（1）次のいずれかに該当する者

- 木造住宅等の所有者（以下「所有者」という。）、配偶者又はその一親等の親族
- 共有建築物において共有者の全員によって合意された代表者又は区分所有建築物において区分所有者の全員によって合意された代表者
- 助成対象住宅を所有していた者と売買契約を締結し、当該住宅の引渡前の状態にある者
- 売買契約を他の共有持分を有することとなる者と共に締結し、当該住宅の引渡前の状態にある者

（2）既に納期の経過した市税を完納している者。共有建築物にあっては共有者全員、区分所有建築物にあっては区分所有者全員が市税を完納していること。

### 3. 木造住宅耐震改修助成金



#### 3. 助成額

- (1) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築されたものである場合
  - ① 耐震改修分（建替え工事も対象）  
耐震改修に要する費用の2分の1の額（限度額80万円）
  - ② 耐震改修（建替え工事は対象外）と同時に行う住宅改修（リフォーム）分  
住宅改修に要する費用の5分の1の額（限度額20万円）
- (2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工されたものである場合
  - ① 耐震改修分（建替え工事は対象外）  
耐震改修に要する費用に23%を乗じた額（限度額69万円）
  - ② 耐震改修と同時に行う住宅改修（リフォーム）分  
住宅改修に要する費用の5分の1の額（限度額20万円）

#### 4. 添付書類

- (1) 狛江市木造住宅耐震改修助成金交付申請書（第1号様式）の提出時に必要な添付書類
  - ① 助成対象住宅であることが確認できる i ~ iii のいずれかの書類（狛江市木造住宅耐震診断助成制度を利用した場合は不要）
    - i. 建物の登記簿謄本の写し（登記済印のある登記申請書でも可）又は登記事項証明書の写し
    - ii. 建築確認申請書の副本の写し（当時の建築主と現在の所有者が異なる場合は、i も提出してください。）
    - iii. 固定資産課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳の写し
  - ② 耐震診断結果報告書の写し（狛江市木造住宅耐震診断助成制度を利用した場合は不要）
  - ③ 狛江市木造住宅耐震診断助成制度を利用した際の診断機関以外が工事監理者である場合、工事監理者を証する書面の写し（各種資格証明書等）
  - ④ 耐震改修の内容及び工事全体の概要が確認できる設計図書
  - ⑤ 耐震改修に関する同意書（第1号の2様式）（住宅を単独所有している者が申請する場合は不要）
  - ⑥ 耐震改修及び住宅改修に係る費用の見積書並びに耐震改修部分及び住宅改修部分ごとに分けて作成された内訳書
  - ⑦ 助成対象住宅の売買契約締結書の写し（売買契約を締結し、引渡前の場合）
  - ⑧ その他市長が必要と認める書類
- (2) 狛江市木造住宅耐震改修完了報告書（第7号様式）の提出時に必要な添付書類
  - ① 契約書の写し
  - ② 領収書の写し
  - ③ 耐震改修部分又は住宅改修部分ごとに分けて作成された内訳書の写し
  - ④ 工事監理報告書（工事内容及び耐震補強前及び耐震補強後の評点を各階で表記し、工事監理者名を記入した報告書）

### 3. 木造住宅耐震改修助成金



#### 4. 添付書類(続き)

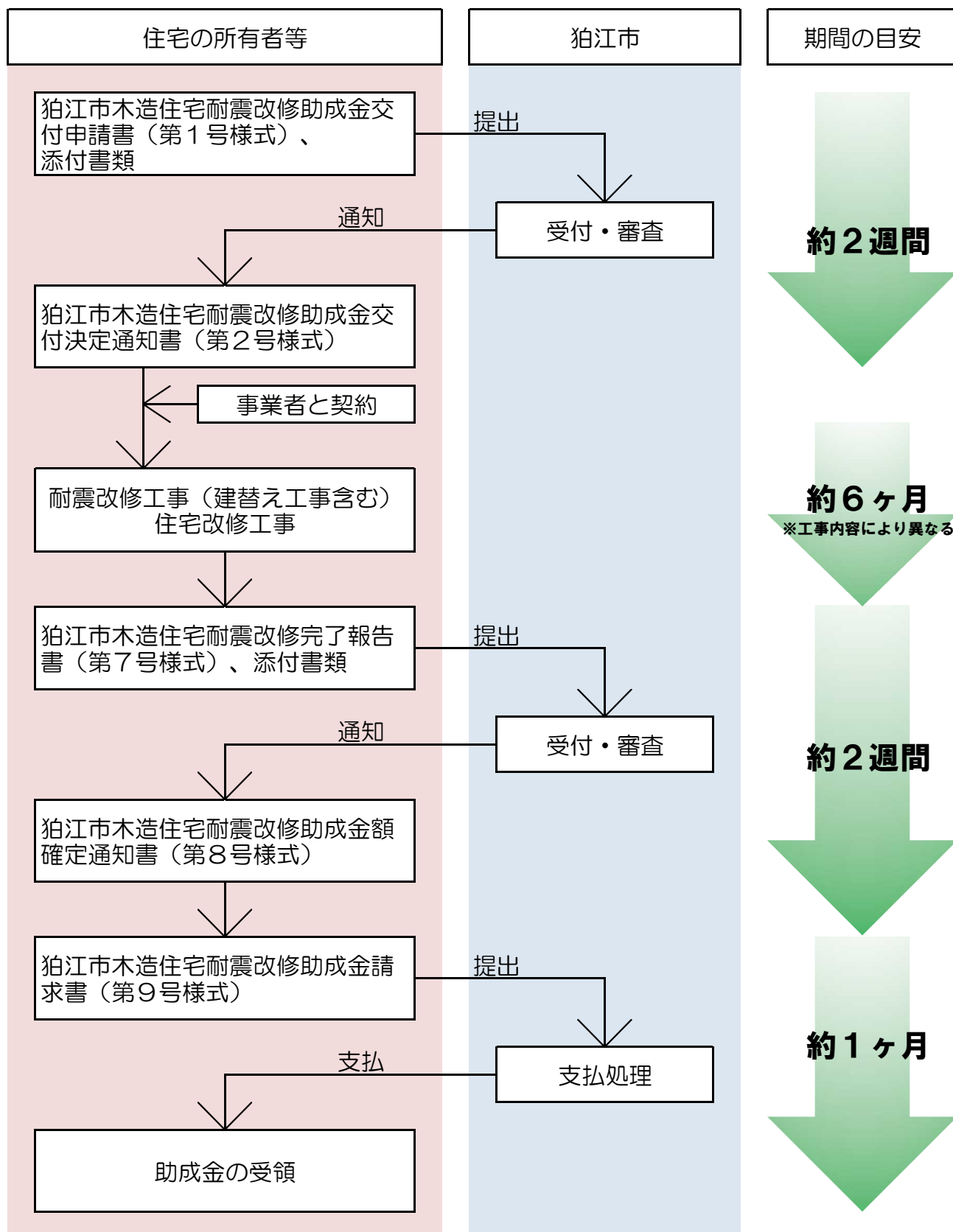
- ⑤ 工事写真帳（いずれもカラー印刷された施工前現場写真及び補強設計平面図。ただし、建築確認を要した耐震改修工事は除く。）
- ⑥ 検査済証の写し（建替え工事の場合）
- ⑦ 建築物エネルギー消費性能基準に適合することが分かるもの（建替え工事の場合）
  - i. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証
  - ii. 建築物省エネ法建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書を受けたことが分かるもの
  - iii. 都市の低炭素化の促進に関する法律低炭素法第54条に基づく認定の通知書
  - iv. 住宅品質確保法第6条第3項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合していること）
  - v. その他適合していることがわかるもの
- ⑧ その他市長が必要と認めるもの



### 3. 木造住宅耐震改修助成金



#### 5. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

## 申請・問い合わせについて

1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業
2. 木造住宅耐震診断助成金
3. 木造住宅耐震改修助成金
4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金
5. 分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣事業
6. 分譲マンション耐震診断助成金
7. 分譲マンション耐震補強設計助成金
8. 分譲マンション耐震補強改修助成金

〔申請期間〕

**令和6年4月1日（月）～12月16日（月）**

〔事業の実施期限〕

**令和7年2月28日（金）**

〔問い合わせ〕

**部 署：狛江市都市建設部まちづくり推進課住宅担当**

**電 話：03-3430-1359**

**E-mail：jutakut@city.komae.lg.jp**

## 9. 地球温暖化対策用設備導入助成金

〔申請期間〕

**令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）**

〔設備導入後、完了報告書提出期限〕

**令和7年2月28日（金）**

〔問い合わせ〕

**部 署：狛江市環境部環境政策課環境係**

**電 話：03-3430-1287**

**E-mail：kankyokkr01@city.komae.lg.jp**

## 10. 緑のまち推進補助金

〔申請期間〕

**令和6年4月1日（月）～令和7年2月17日（月）**

**※事前のご相談はお早めをお願いします。**

〔工事完了報告書提出期限〕

**令和7年3月17日（月）**

〔問い合わせ〕

**部 署：狛江市環境部環境政策課水と緑の係**

**電 話：03-3430-1111（内線2561・2562）**

**E-mail：mizumidokkr01@city.komae.lg.jp**

## 11. みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金

〔申請期間〕

**令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）**

〔工事完了報告書提出期限〕

**令和7年3月31日（月）**

〔問い合わせ〕

**部 署：狛江市福祉保健部福祉政策課福祉政策係**

**電 話：03-3430-1240**

**E-mail：fukuseikkr02@city.komae.lg.jp**

### その他注意事項

（1）事業利用について

本パンフレットに一部記載のない事項もあります。事業、助成制度の利用に当たっては、事前に担当部署に詳細をご確認ください。

（2）他の補助金等の併用について

各種助成及び補助事業について、同じ対象部分に対して他の補助金等を併用して受けることはできません。

（3）申請の締め切りについて

当初の見込みよりも多くの申請があった場合は、事前の予告なしに申請受付を締め切る場合があります。

### 住宅に関わる相談先

1. 東京土建一般労働組合狛江支部  
まちづくりセンター  
**電 話：03-3480-9761**
2. （一社）東京都建築士事務所協会 南部支部  
調布部会事務局  
（株式会社I・E・A内）  
**電 話：03-3480-4321**  
**E-mail：hosogai@yoneya-kensetsu.jp**
3. 住まいるダイヤル  
**電 話：0570-016-100（ナビダイヤル）**  
**03-3556-5174**
4. 狛江市商工会  
**電 話：03-3489-0178**